

○ 国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 (略)</p>	<p>第1 (略)</p>
<p>第2 農業振興地域整備計画との整合</p> <p>1 本事業の実施に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に定める農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）との整合を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2 農業振興地域整備計画との整合</p> <p>1 本事業の実施に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。<u>以下「農振法」という。</u>）第8条第1項に定める農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）との整合を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>第4 事業内容等</p> <p>本事業は、中山間地域型、次世代農業促進型及び草地整備型で構成されるものとし、それぞれの事業内容及び採択基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 中山間地域型</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基幹事業の採択基準</p> <p>① 基幹事業に係る受益地の地積の合計がおおむね 400ヘクタール以上であって、当該基幹事業に係る受益地の地積の合計に占める区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積の割合が3分の2以上であるもの。</p> <p>ただし、区画整理及び開畑を併せ行う事業の施行地域内に1の(1)の②の農林水産大臣の定める基準に該当するものを含む場合にあつては、当該区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積がおおむね200ヘクタール以上であるもの。</p> <p>なお、令第49条第1項第5号のイからニ<u>まで</u>に掲げる事業については、別に定める要件に合致するものであることとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 次世代農業促進型</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 採択基準</p> <p>次世代農業促進型における令第49条第1項第4号の3の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、次の要件の全てを満たすものとする。</p> <p>① 次世代農業農村振興計画が市町村により策定され、かつ次世代農業農村振興計画において土地改良長期計画（<u>法</u>第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標等の達成が見込まれること。なお、次世代農業農</p>	<p>第4 事業内容等</p> <p>本事業は、中山間地域型、次世代農業促進型及び草地整備型で構成されるものとし、それぞれの事業内容及び採択基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 中山間地域型</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基幹事業の採択基準</p> <p>① 基幹事業に係る受益地の地積の合計がおおむね 400ヘクタール以上であって、当該基幹事業に係る受益地の地積の合計に占める区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積の割合が3分の2以上であるもの。</p> <p>ただし、区画整理及び開畑を併せ行う事業の施行地域内に1の(1)の②の農林水産大臣の定める基準に該当するものを含む場合にあつては、当該区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の地積がおおむね200ヘクタール以上であるもの。</p> <p>なお、令第49条第1項第5号のイからニに掲げる事業については、別に定める要件に合致するものであることとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 次世代農業促進型</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 採択基準</p> <p>次世代農業促進型における令第49条第1項第4号の3の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、次の要件の全てを満たすものとする。</p> <p>① 次世代農業農村振興計画が市町村により策定され、かつ次世代農業農村振興計画において土地改良長期計画（<u>土地改良法</u>第4条の2の規定に基づき定められた土地改良長期計画をいう。）に定める成果目標等の達成が見込まれること。なお、次世</p>

改正後	現 行
<p>村振興計画に定めるべき事項等については、農村振興局長が別に定めるものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 調査及び全体実施設計 地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。以下同じ。）は、本事業の<u>実施に当たり</u>、原則として、次により調査及び全体実施設計を行うものとする。</p> <p>1 調査 (1)～(3) (略) <u>(4) 貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）が本事業の実施地区に含まれる場合は、(1)から(3)までにかかわらず、埋蔵文化財調査を実施するものとする。</u> (5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第6 実証事業</u> 1 <u>本事業の実施地区において、農村振興局長が別に定める実施要件を満たし、先端技術の導入に資する取組（以下「実証事業」という。）に該当する取組を行おうとする場合は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</u> 2 <u>実証事業に必要な経費は、本事業の事業費には含まれないものとする。</u></p> <p><u>第7 事業の採択等</u> 1 (略) 2 農林水産大臣は、本事業の採択を行った場合には、速やかにその開始に係る<u>手続</u>を了し、本事業に着手するものとする。</p> <p><u>第8～第12</u> (略)</p>	<p>代農業農村振興計画に定めるべき事項等については、農村振興局長が別に定めるものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 調査及び全体実施設計 地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。以下同じ。）は、本事業の<u>採択に先立ち</u>、原則として、次により調査及び全体実施設計を行うものとする。</p> <p>1 調査 (1)～(3) (略) (新設) <u>(4)</u> (略)</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p><u>第6 事業の採択等</u> 1 (略) 2 農林水産大臣は、本事業の採択を行った場合には、速やかにその開始に係る<u>手続き</u>を了し、本事業に着手するものとする。</p> <p><u>第7～第11</u> (略)</p>

附 則

- この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- この通知による改正規定は、令和5年度当初予算以降の予算に係るものについて適用し、令和4年度以前の歳出予算に係るものについては、なお従前の例による。